

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等について（概要）

1 改正の趣旨

(1) 飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第2条第3項の規定により、飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物で、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものとされており、具体的には、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和51年7月24日農林省告示第750号。以下「告示」という。）において指定されている。

また、法第3条第1項の規定により、飼料添加物を含む飼料の使用等が原因となって有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて（同条第2項）飼料及び飼料添加物の成分規格等を定めることができることとされており、この成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）において定められている。

(2) 今般、L-カルニチン（注）について新規に飼料添加物として指定するとともに、その成分規格等を設定することについて、法第2条第3項及び法第3条第2項の規定に基づき、農業資材審議会に意見を聴いたところ、適当であるとの答申を得たことから、告示及び省令の一部を改正することとする。

(注) L-カルニチン

飼料の栄養成分その他の有効成分の補給を目的とした、種豚用飼料に添加する物質である。

2 改正の概要

(1) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件の一部改正

L-カルニチンを飼料添加物として指定する。

(2) 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正

L-カルニチンについて、飼料添加物の成分規格等を設定する。

3 施行期日

公布の日